

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業 訪問介護相当サービス
(1) 第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス (現行相当)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(現行相当)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	11,720円/月	1,172円	2,344円	3,516円
訪問型サービス (現行相当)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(現行相当)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	23,420円/月	2,342円	4,684円	7,026円
訪問型サービス (現行相当)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(現行相当)が必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	37,150円/月	3,715円	7,430円	11,145円
訪問型サービス (現行相当)Ⅳ (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービス(現行相当)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,670円/回	267円	534円	801円
訪問型サービス (現行相当)Ⅴ (1回につき)	1月の中で全部で8回までのサービス(現行相当)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,710円/回	271円	542円	813円
訪問型サービス (現行相当)Ⅵ (1回につき)	1月の中で全部で12回までのサービス(現行相当)を行った場合 (事業対象者・要支援2)	2,860円/回	286円	572円	858円
訪問型サービス (現行相当)短時間 (1回につき)	20分未満の訪問型サービス(現行相当)を行った場合 (1月の中で22回まで利用可能)(洲本市・淡路市対応)	1,660円/回	166円	332円	498円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000 円	200 円	400 円	600 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	13.7%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)※	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、複数の取り組みで一定の改善基準を超え、厚生労働省の『介護サービス情報公表システム』等で「見える化」している。 特定事業所加算を取得している。	6.3%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

印